

仕 様 書			
調達要求番号	2L121C79004	仕様書番号	仕 - 4
残飯処理役務		作成年月日	令和2年12月 6日
		作成部署	高射学校総務部補給科
<p>1 総 則</p> <p>本仕様書は、陸上自衛隊下志津駐屯地（以下、「官側」という。）隊員食堂で発生した残飯処理役務について規定する。</p> <p>2 残飯の規格</p> <p>主食、副食の残及び調理残菜等、努めて水切りしたもの。</p> <p>3 期 間</p> <p>2022年4月1日～2023年3月31日の土日祝祭日及び官側の休養日等を除く216日を予定とする。契約相手方は、官側と来月の作業予定を調整後、作業予定表を作成し、毎月25日までに官側の承認を得るものとする。</p> <p>4 役務に関する要求</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>ア 産業廃棄物に関する取扱の許可を受けた事業者であり、関係法令等に基づき適切に回収運搬及び処分を行える事業者であること。</p> <p>イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条に基づく処分を行うための許可証の写しを契約担当官等に1部提出する。なお、本役務を第三者に委託する場合は、その事業者の許可証の写しも併せて提出すること。</p> <p>(2) 残飯処理に関する事項</p> <p>ア 搬出は原則、毎朝8時30分からとする。</p> <p>イ 本役務に必要な車両等（計量器を含む。）及び回収容器は、契約相手方が準備する。</p> <p>ウ 残飯処理室内に設置してある回収容器内の残飯を回収容器ごと搬出し、新たな回収容器を設置する。</p> <p>エ 残飯は、契約相手方工場等に搬出し、一般廃棄物として処分する。</p> <p>オ その他、細部については総務部補給科糧食班長の指示に従うものとする。</p> <p>(3) 衛生管理に関する事項</p> <p>ア 残飯回収後、残飯処理室内を洗浄し、悪臭及び害虫等が発生しないようにする。</p> <p>イ 洗浄に使用する水道及び清掃用具等は官側が準備する。なお、水道は、残飯置場内既設の水道を使用する。</p> <p>(4) 作業実施場所</p> <p>別紙のとおり</p>			

## 5 令和4年度 回収予定日数及び回収予定数量

- (1) 回収日数：216日
- (2) 回収予定数量：28,500kg

## 6 供給予定数量及び過去の実績過去3か年実績は表のとおり。

表

	年間回収日数 (日)	年間回収数量 (kg)	1回当たりの回収量平均 (kg)
令和元年度	226	29,412	130.0
令和2年度	223	26,886	120.5
令和3年度(見込)	223	32,293	144.8
平均数	224	29,530	130.8

令和4年度の12月～3月までの4か月は令和3年度実績を使用。

## 7 安全管理

契約相手方は、本役務履行するに当たり、必要に応じて危険防止のための措置を講ずる等の安全管理を徹底するものとする。

## 8 保全

- (1) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地の立入手続きに基づき行う。
- (2) 駐屯地内で作業するに当たり、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合は、所定の手続きを行うものとする。
- (3) 契約相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項を第三者へ漏らしてはならない。また、本役務終了後も同様とする。

## 9 検査

契約相手方は、作業終了後、毎回官側の検査を受けなければならない。

## 10 その他

- (1) 本役務において当駐屯地の施設を毀損した場合は、速やかに契約担当官等に報告するとともに、契約相手方の責任において現状に復するものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

### 作業実施場所配置図

